

営繕工事における猛暑および熱中症対策に関する運用指針

滋賀県交通まちづくり部建築課

1. 目的

この指針は、猛暑および熱中症対策に関して、猛暑による作業不能日数を考慮した工期の設定および熱中症対策に係る費用の計上に関して必要な事項を定め、建設業における働き方改革の取組の促進を図ることを目的とする。

2. 対象工事

対象工事は、建築課が発注する全ての営繕工事とする。

3. 猛暑を考慮した工期設定の取扱い

(1) 基本的考え方

営繕工事における工期の設定に当たっては、公共建築工事における工期設定の基本的考え方（令和7年7月）に基づき多雪、寒冷、多雨、強風、猛暑等の自然的要因を考慮することとしている。

建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期および請負代金額を変更することができるものとする。

(2) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点（参考別表参照）におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(3) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（滋賀県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）に定める県の機関の休日および夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（2）に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。

（小数点以下第一位を四捨五入する。）

なお、猛暑による作業不能日数を特記仕様書に明示する。（別記1参照）

(4) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間（※1）において、上記（2）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所

した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（3）において特記仕様書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について特記仕様書を変更し、工期および請負代金額を変更することができる。

※1 定時の現場作業時間には、現場閉所日、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。

4. 熱中症対策に係る費用の計上

一般的な熱中症対策に関する項目（※2）は、共通仮設費率および現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として一般的な熱中症対策に関する項目以外（例 遮光ネット（足場に設置するものに限る）、等）を実施する場合には、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。

※2 一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率および現場管理費率等に含まれる項目）

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数（WBGT値）の計測装置 等

5. 総合評価落札方式での技術提案書の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないように、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。

ただし、一般的な熱中症対策以外を目的として技術提案があり、採用した場合、その費用は受注者負担とする。

6. その他

上記において定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

7. 付則

付則（令和7年11月14日）

この運用指針は、令和7年12月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

ただし、令和7年12月1日以前に入札公告した案件であっても、受発注者間で個別に協議することができる。

付則（令和8年4月1日 組織再編に伴う部名称の修正）

この運用指針は、令和8年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

参考別表

観測地点は、工事場所の最寄りを基本とするが、標高・気象条件等も考慮し、決めるものとする。

地点番号	観測地点	所在地	備考
60051	今津	高島市今津町弘川	
60061	長浜	長浜市唐国町	
60102	米原	米原市朝日字尻屋	
60116	南小松	大津市南小松	
60131	彦根	彦根市城町 彦根地方气象台	
60196	東近江	東近江市桜川東町	
60216	大津	大津市萱野浦	
60226	信楽	甲賀市信楽町牧	
60236	土山	甲賀市土山町北土山	

※環境省熱中症予防情報サイト 暑さ指数（WBGT）の実情と予測

（参考URL）：https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

別記1 特記仕様書の記載(例)

51. 猛暑による作業不能日数を考慮した工期の設定

本工事は、猛暑による作業不能日数を考慮した工期を設定した工事であり、運用にあたっては、「営繕工事における熱中症対策に関する運用指針」により行う。

本工事は猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

1. 作業不能日数：●日間
2. 上記1は、環境省が公表する近畿地方_滋賀県_●●地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（滋賀県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）に定める県の機関の休日および夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものである。
3. 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が上記1の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

ただし、定時の現場作業時間には、現場閉所日、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。